

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年 2月 7日

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

1 業務概要

(1) 業務名

中山間地域道路等維持補修業務委託

(2) 業務内容

宮下土木事務所管内（柳津町、三島町、金山町、昭和村）の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【 単価契約 】

① 道路維持補修業務	18 路線	L=	237.6	k m
② 舗装維持修繕業務	18 路線	L=	237.6	k m
③ 河川維持管理業務	18 河川	L=	206.4	k m
④ 砂防施設維持管理業務		N=	125	箇所
⑤ 一般除雪業務	12 路線	L=	175.1	k m
⑥ 春先除雪業務	4 路線	L=	16.8	k m
⑦ 道路パトロール等業務（維持管理業務）	18 路線	L=	237.6	k m

【 総価契約 】

⑧ 道路除草業務		A=	366,800.0	m ²
⑨ 道路植栽管理業務		A=	5,277.2	m ²
⑩ 路面清掃業務		L=	322.0	k m
⑪ 落石防護柵設置撤去業務		A=	1,164.0	m ²
⑫ 河川除草伐木業務		A=	81,500.0	m ²
⑬ 除雪補助準備業務	12 路線	L=	175.1	k m
⑭ 休日道路パトロール業務	4 路線	N=	18	回
⑮ 簡易構造物等点検業務		N=	12	回
⑯ 道路パトロール等業務（パトロール業務）	18 路線	L=	237.6	k m

(3) 業務委託期間

令和7年 4月 1日（火）から令和9年 3月31日（水）まで。

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、中山間地域道路等維持補修業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

募集要領3の要件を全て満たすものとする。

4 手続等

(1) 事務局

〒969-7511 大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108 番地
福島県宮下土木事務所 業務課
電話番号：0241-52-2311 FAX：0241-52-2532
E-mail：miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を会津若松建設事務所ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>) により配布する。ただし、上記配布方法にて入手(ダウンロード)ができない場合は、下記のとおりとし、上記4(1)に電話にて申込みをすること。

ア 配布期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日除く。)の午前9時から午後5時までとする。(郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印のあるものについて配布する。)

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア)手交を希望する場合は、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記4(1)の場所に持参すること。

(イ)郵送による配布を希望する場合は、表に「中山間地域道路等維持補修業務委託募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒(CD-Rが入る大きさの封筒)に郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記)を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で4(1)へ郵送すること。

(3) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月25日(火)午後5時までに、上記4(1)の場所に1部を持参すること。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。